



黒瀬川流域の特定都市河川流域指定に係る 雨水浸透阻害行為について

広島県土木建築局河川課

説明内容

1. 気候変動による水災害の激甚化・頻発化
2. 「流域治水」の推進
3. 広島県における流域治水の取組
4. 黒瀬川流域の特定都市河川流域指定について
5. 雨水浸透阻害行為の許可制度
6. 雨水浸透阻害行為の許可申請に係る基準等

1. 気候変動による水災害の激甚化・頻発化

○広島県内で大雨による水災害が各所で発生

- 平成30年7月豪雨
- 令和3年7月・8月豪雨



総頭川における浸水被害(坂町)



三篠川における落橋被害(広島市)



多治比川の浸水被害(安芸高田市)



高屋川における浸水被害(福山市)



仏通寺川における浸水被害(三原市)



中畑川における浸水被害(呉市)



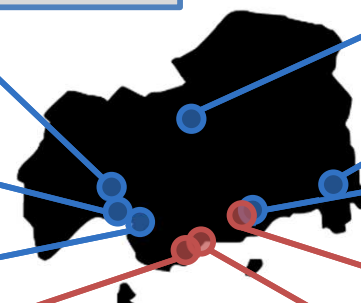
三津大川の護岸崩壊(東広島市)



本川における浸水被害(竹原市)



天井川における破堤(三原市)



1. 気候変動による水災害の激甚化・頻発化

○平成30年7月豪雨浸水範囲（黒瀬川中流部）

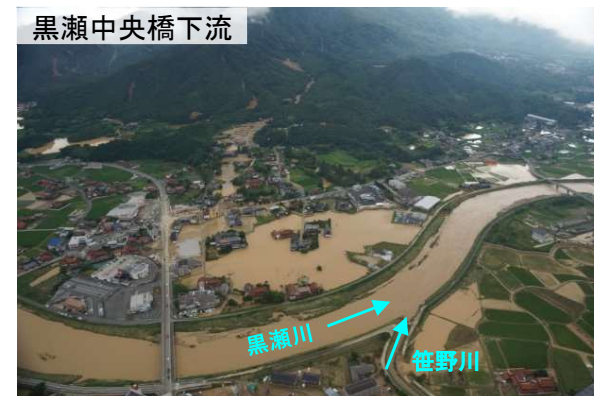


■ 凡例
■ : 浸水範囲

川角橋下流



黒瀬中央橋下流



1. 気候変動による水災害の激甚化・頻発化

- 時間雨量50mm以上の降雨の発生頻度は増加傾向
- 気候変動の影響により、水害の更なる激甚化・頻発化が懸念



時間雨量50mm以上の年間発生回数（広島県39地点あたり）

平均気温が **2℃上昇** すると

降雨量

約1.1倍

流量

約1.2倍

洪水発生
頻度

約2倍

2. 「流域治水」の推進

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う全国的な考え方。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔県・市・企業・住民〕

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

〔国・県・市・利水者〕

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

〔国・県・市〕

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

〔国・県・市〕

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

〔県・市・企業・住民〕

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

〔国・県・市〕

二線堤の整備、
自然堤防の保全



県：都道府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

〔国・県・市〕

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業・住民〕

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業・住民〕

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕

排水門等の整備、排水強化

出典：国土交通省資料

3. 広島県における流域治水の取組

広島県は「**流域治水**」を**強力に推進**しています。

流域治水の本格的実践

本川流域・江の川上流域を 特定都市河川流域に指定

- 江の川 特定都市河川流域
河川区間：江の川水系江の川他 計43河川
流域面積：670km²
(三次市、安芸高田市、北広島町、広島市)
- 本川 特定都市河川流域
河川区間：本川水系本川 計1河川
流域面積：6.8km²
(竹原市)

令和4年7月25日指定



**特定都市河川に指定することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、
早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。**

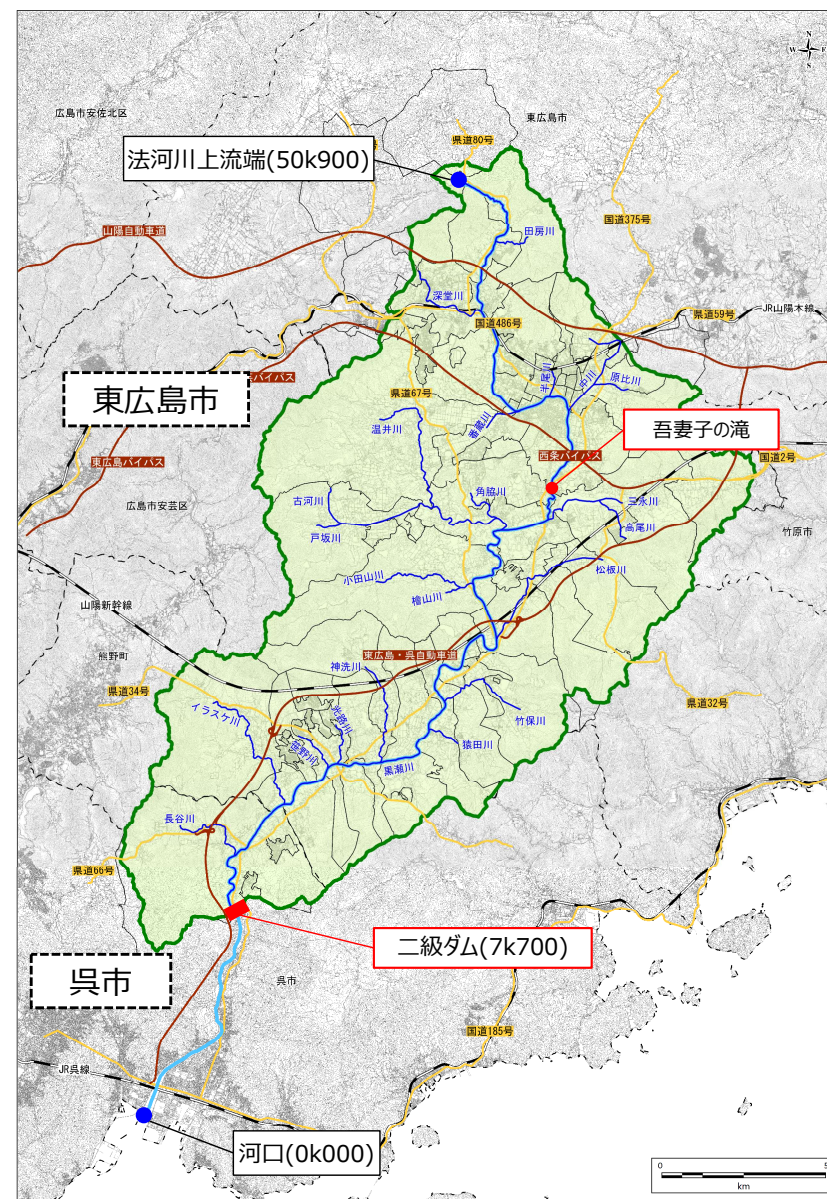
4. 黒瀬川流域の特定都市河川流域の指定について

**黒瀬川流域の令和8年4月の
特定都市河川流域の指定に向け
取り組んでいます。**

特定都市河川流域指定範囲

流域：二級ダムから黒瀬川上流端まで

- 指定を行おうとする区間
- 指定を行おうとする流域
- 市町境



5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

特定都市河川浸水被害対策法に基づく取組 雨水浸透阻害行為の許可制度

特定都市河川流域において、
1,000m²以上の雨水浸透阻害
行為（土地からの雨水流出量を
増加させるおそれのある行為）を
行う場合、雨水流出量抑制を目的
とした対策工事（雨水貯留浸透
施設の設置）の実施と許可申請
が必要となります。

雨水浸透阻害行為の例

① 「宅地等」にするために
行う土地の形質の変更

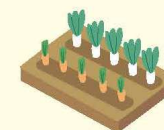


耕地

宅地



② 土地の舗装



耕地

駐車場



③ 排水施設を伴う
ゴルフ場、運動場の
設置



林

運動場

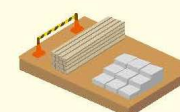


④ ローター等により土地
を締め固める行為



原野

資材置場



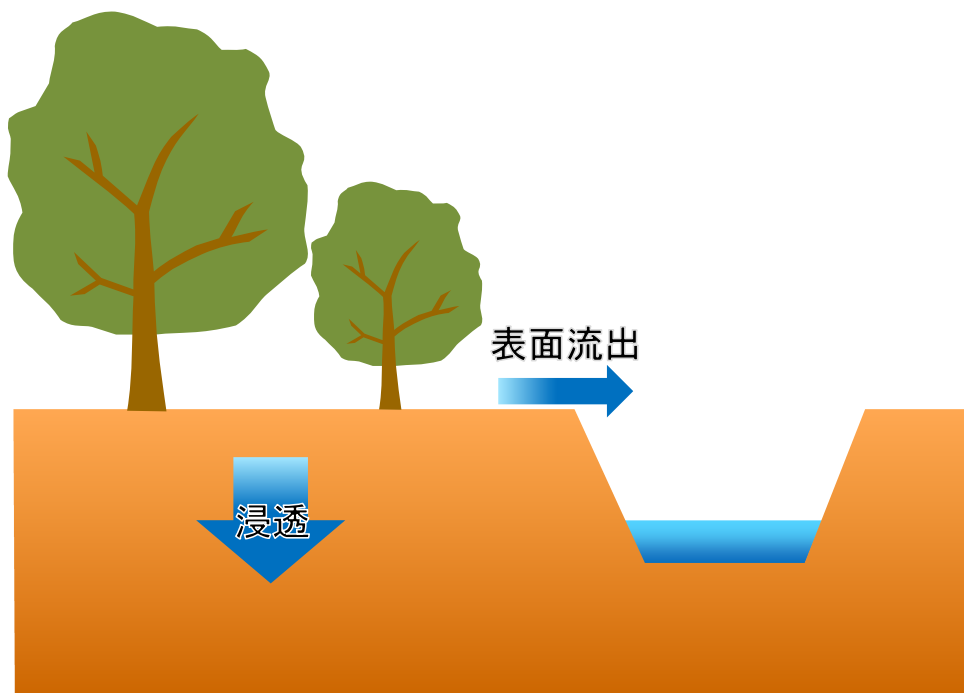
出典：国土交通省資料

※特定都市河川指定と同時に許可制度が開始

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

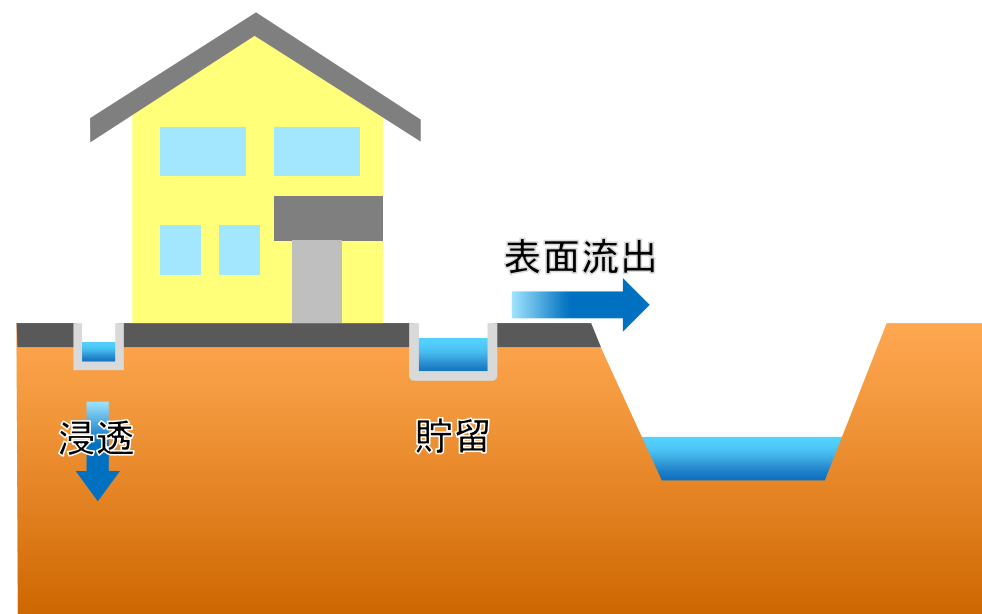
行為後の雨水流出量が行為前の雨水流出量以下となる必要があります。

行為前



行為後(対策工事あり)

≧

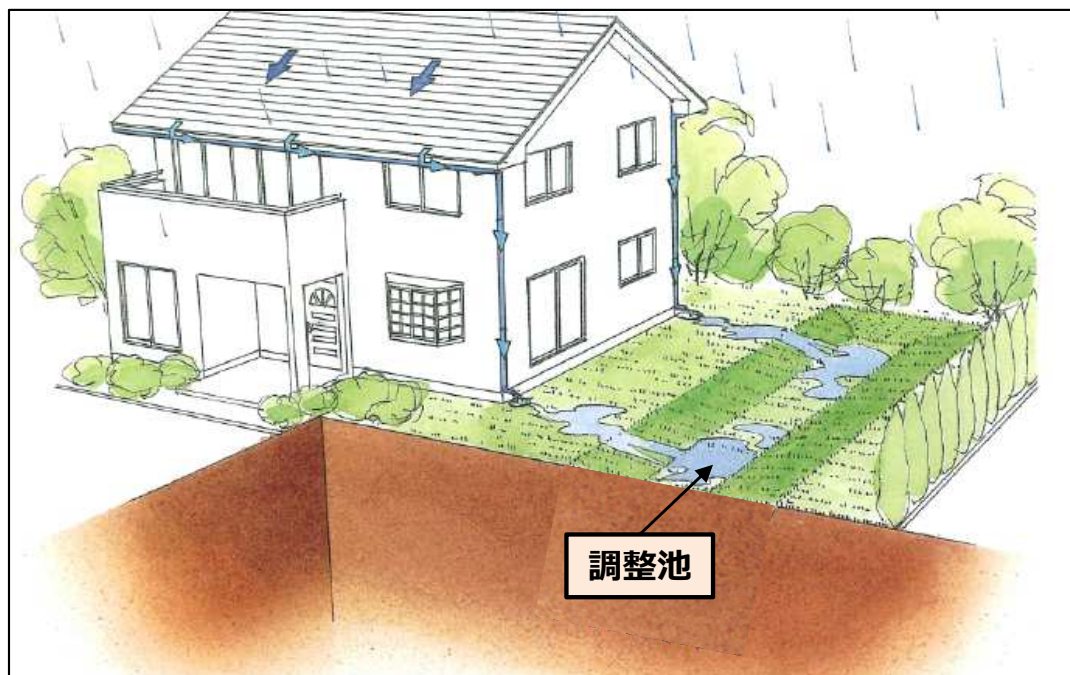


※雨水貯留浸透施設技術指針（案）より

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

許可にはこのような対策が必要となります

貯留施設：調整池

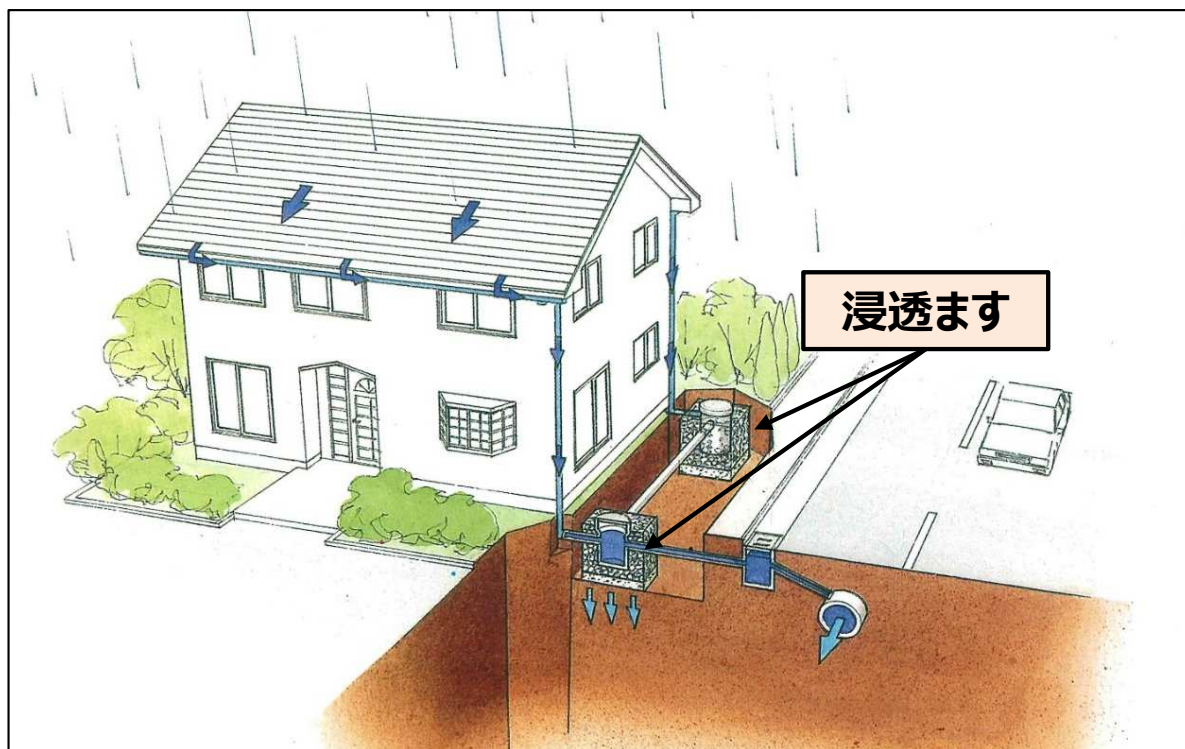


※雨水貯留浸透施設技術指針（案）より

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

許可にはこのような対策が必要となります

浸透施設：浸透ます



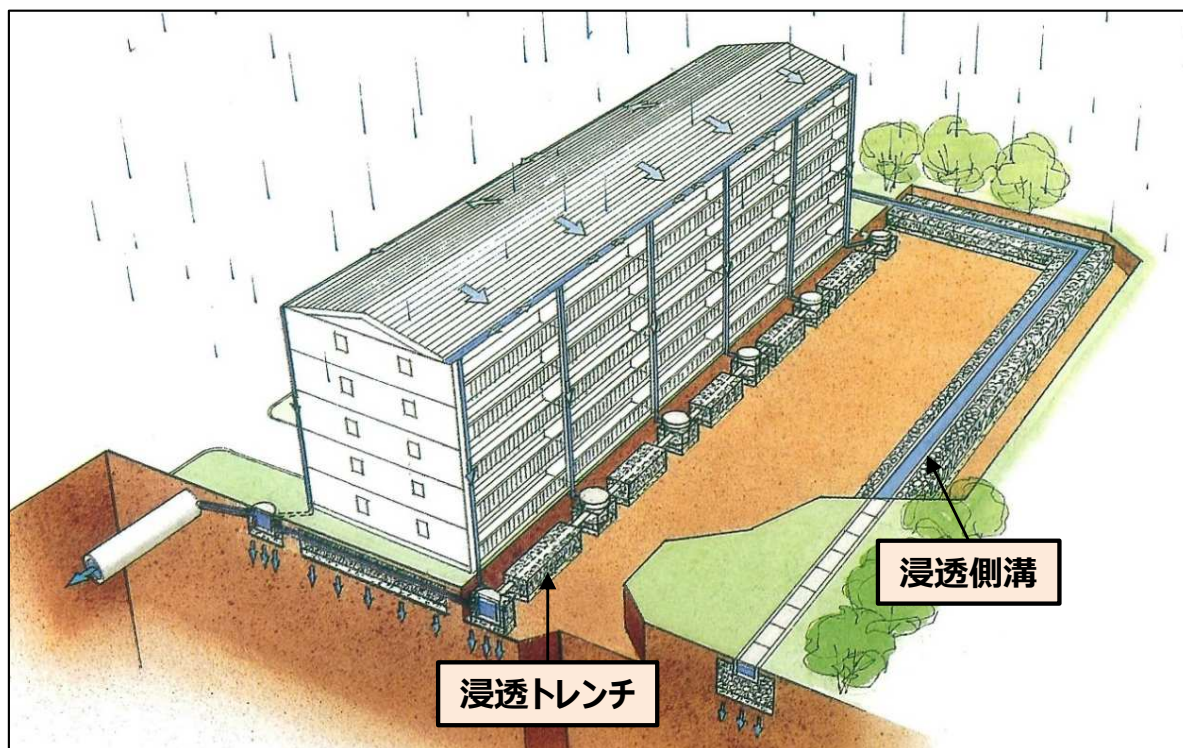
※雨水貯留浸透施設技術指針（案）より

※関西ボラコンより

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

許可にはこのような対策が必要となります

浸透施設：浸透トレンチ・浸透側溝



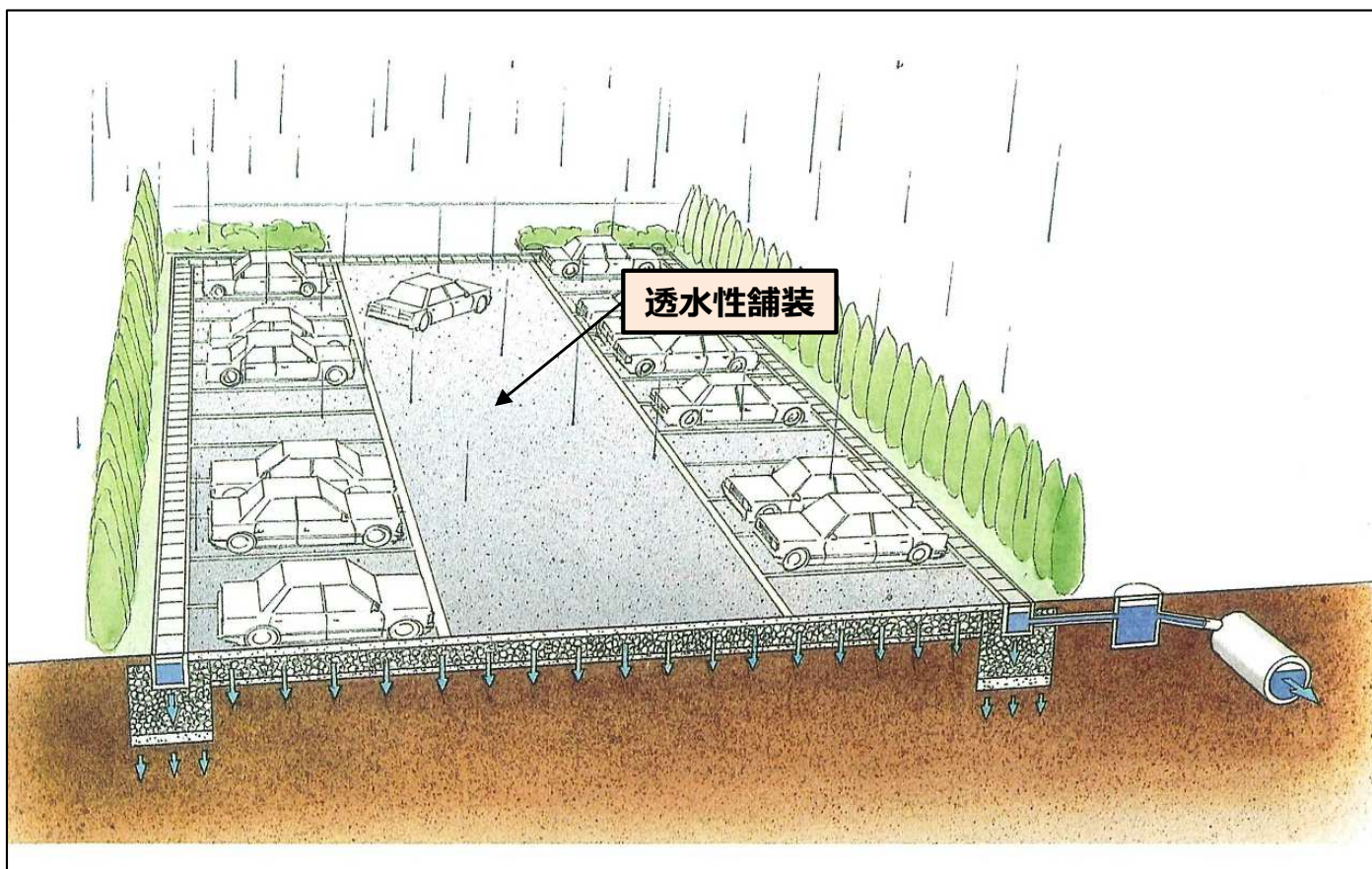
※雨水貯留浸透施設技術指針（案）より

※関西ボラコンより

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

許可にはこのような対策が必要となります

浸透施設：透水性舗装



※雨水貯留浸透施設技術指針（案）より

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧

		行為前の土地利用											
		告示別表 1 (宅地等)					告示別表 2 (舗装された土地)		告示別表 3 (土地からの流出雨水量を 増加させるおそれのある 行為に係る土地)		別表 4 (別表 1～3 以外 の土地)		
		宅地	池沼・ 水路・ ため池	道路	鉄道 線路	飛行場	コンク リート (法面除く)	コンク リート (法面)	ゴルフ場、 運動場 類※	締固め られた 土地	山地	人工 植生 法面	林地・ 耕地・ 原野類
行為後の 土地利用	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定 により舗装された土地 における行為は許可を 要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更				
	池沼・水路・ ため池												
	道路												
	鉄道線路												
	飛行場												
	コンクリート (法面除く)								法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこ と)				
	コンクリート (法面)												
	ゴルフ場、 運動場 類※								令第8条第1号に 該当しない	令第8条第1号 に該当する行為			
	締固められた 土地								令第8条第2号除外規定に より該当しない	令第8条第2号 に該当する行為			
	山地	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない											
人工植生法面													
林地・耕地・ 原野類													

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

雨水浸透阻害行為の許可が必要

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係るケーススタディ

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月版）

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

以下の行為については雨水浸透阻害行為の**許可を要しない**。

指定時点に

既に工事に着手している行為

既に都市計画法29条の許可を受けている行為

行為目的が

農地・林地の保全を目的として行う行為

土地の一時的な利用に共する目的で行う行為

非常災害のために必要な応急措置として行う行為

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

行為区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の**合計面積が1,000㎡以上の場合**許可申請の対象となります。

➤ 一連性の判断基準

開発者の一貫性，土地の連続性，用途の一貫性，開発計画の一体性，開発の時期

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

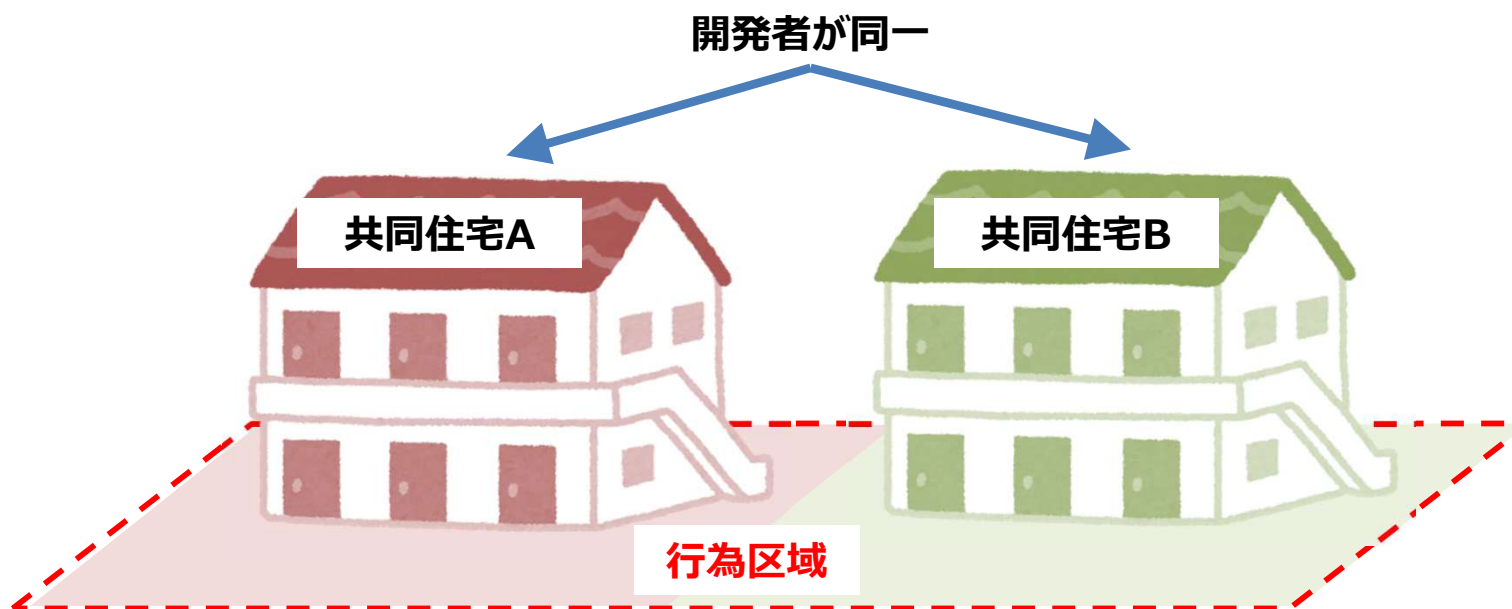
行為区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の**合計面積が1,000㎡以上の場合**許可申請の対象となります。

➤ 一連性の判断基準

開発者の一貫性，土地の連続性，用途の一貫性，開発計画の一体性，開発の時期

例1

開発者が同一で土地の連続性がある場合、一体開発とみなします。



5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

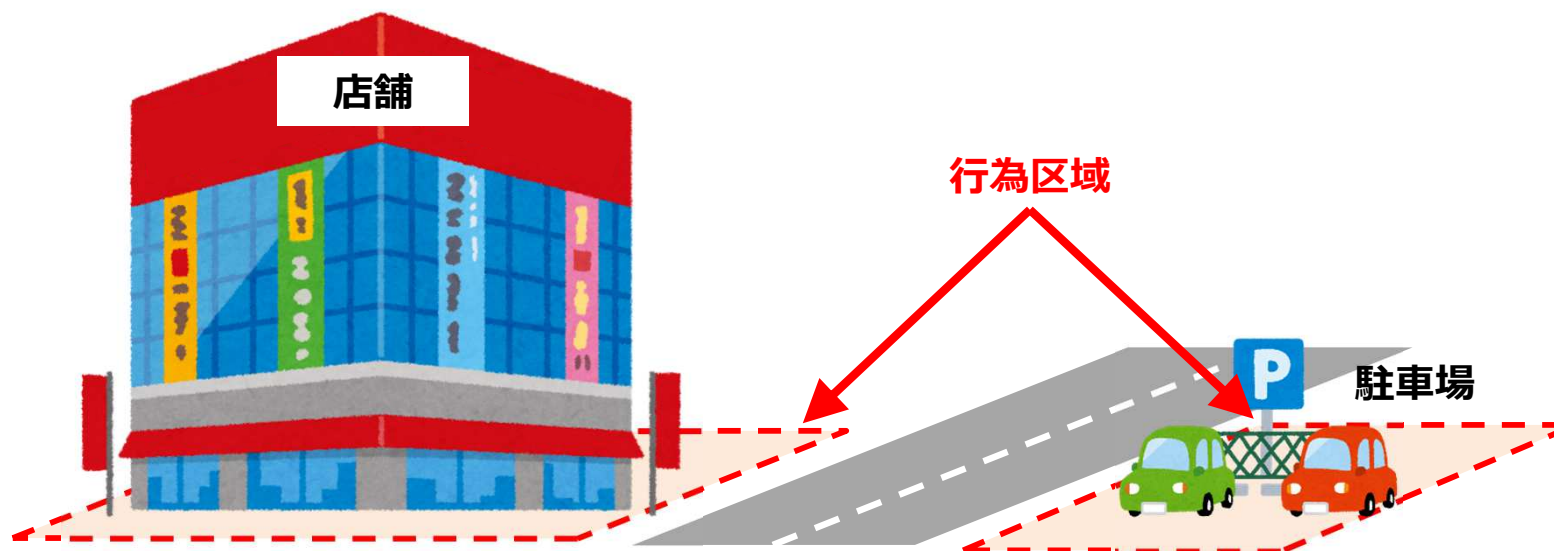
行為区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の**合計面積が1,000㎡以上の場合**許可申請の対象となります。

➤ 一連性の判断基準

開発者の一貫性，土地の連続性，**用途の一貫性**，開発計画の一体性，開発の時期

例2

用途が一貫している場合、道路等で分断されていても一体開発とみなします。



5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

行為区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の**合計面積が1,000㎡以上の場合**許可申請の対象となります。

➤ 一連性の判断基準

開発者の一貫性，土地の連続性，用途の一貫性，開発計画の一体性，**開発の時期**

例3

一定期間内※に連続して行う開発行為は、一体開発とみなします。

※先行工事の完了から後続工事の着手までが5年程度を基本とする。

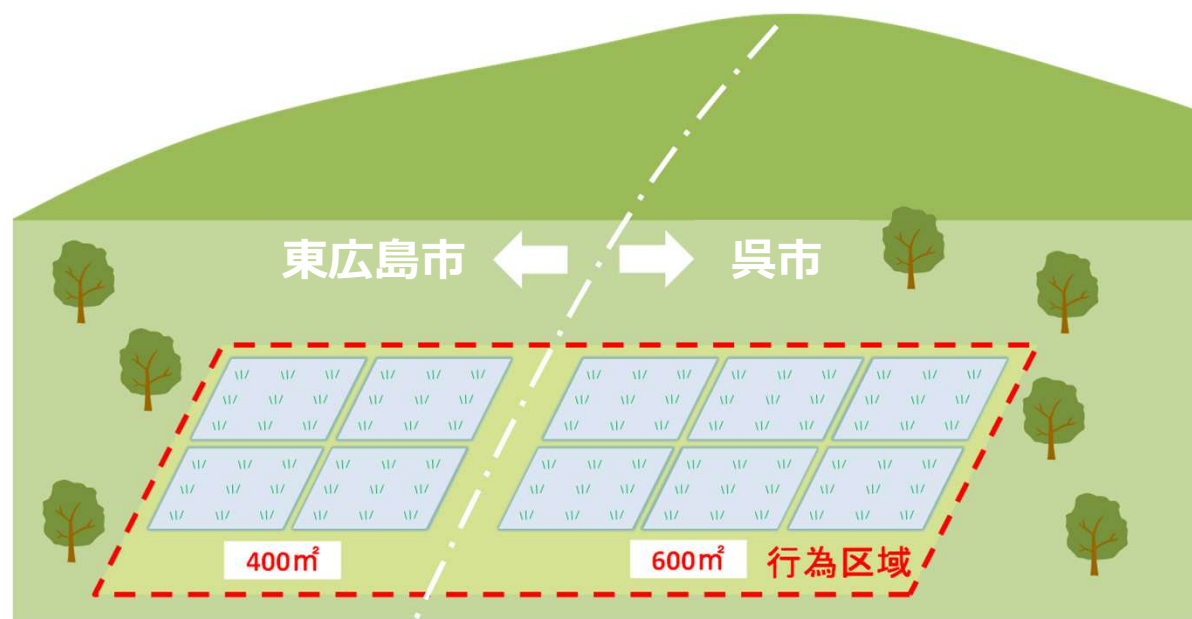


5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合、**すべての許可権者の審査が必要です。**

例

行為区域が東広島市と呉市にまたがる場合



$$400 + 600 = 1,000\text{m}^2 \geq 1,000\text{m}^2$$

両地域の許可権者の審査が必要

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

許可申請が必要な開発行為

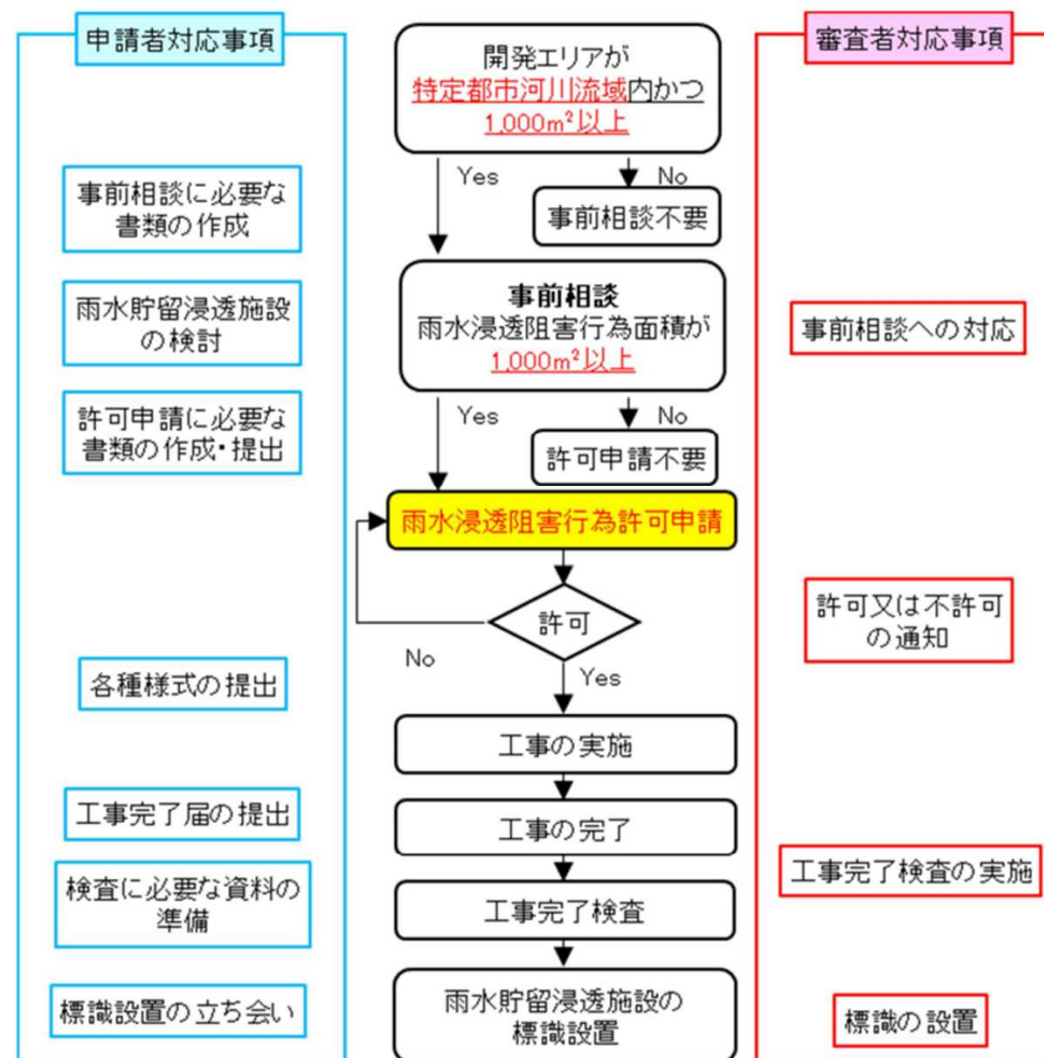
開発エリアが
特定都市河川指定流域内かつ1,000m²以上

【事前相談】
雨水浸透阻害行為面積が1,000m²以上

雨水浸透阻害行為 許可申請

事前相談から許可通知まで 1 か月程度

手続きフロー図



5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

事前相談・許可申請に必要な書類一覧

事前	申請	様式番号	名 称
○	○	様式-1	現況土地利用区分面積集計表(行為前)
○	○	様式-2	計画土地利用区分面積集計表(行為後)
○	○	様式-3	行為前後の土地利用集計表
	○	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数
	○	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値
	○	様式-6	政令第8条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類
○		様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書
	○	様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書(例示)
	○	別記様式第1号	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書
	○	別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書

事前	申請	図面番号	名 称
○	○	図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】
○	○	図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】
○	○	図面-3	現況平面図(行為前)【縮尺1/2,500以上】
○	○	図面-4	現況土地利用求積図(行為前)【縮尺1/2,500以上】
○	○	図面-5	土地利用計画図(行為後)【縮尺1/2,500以上】
○	○	図面-6	土地利用計画求積図(行為後)【縮尺1/2,500以上】
(※)	○	図面-7	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】
	○	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設的位置図【縮尺1/2,500以上】
	○	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図【縮尺1/2,500以上】 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細(プラスチック製品の品質証明書)
	○	図面-10	標識設置位置図【縮尺1/500以上】

事前	申請	資料番号	名 称
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)
○	○	資料-2	公図の写し
(※)	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果
○	○	資料-4	事業概要説明書、事業概要図
○	○	資料-5	現況写真(写真撮影位置図を添付)
	○	資料-6	工事工程表
○	○	資料-7	その他必要な資料(委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し)

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

5. 雨水浸透阻害行為の許可制度

標識の設置

- 当該対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知することを目的に、完了検査後に標識を設置します。
- 対策工事の計画についての技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示します。
- 標識は許可権者が作成します。

300

雨水貯留浸透施設

広島県

1. 施設の名称
2. 検査済証番号
3. 施設の容量又は規模及び構造の概要
4. 広島県知事の許可を要する行為 法第32条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められた行為
5. 施設の管理者及び連絡先
6. 標識の設置者及び連絡先 広島県土木建築局河川課 082-513-3929

○この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。

標識板：アルミ板 1.2t（フチ曲げ）
シート：封入プリズム（インクジェット印刷）
書 体：角ゴシック

R10

雨水貯留浸透施設

広島県

1. 施設の名称 透水性舗装、浸透ます
2. 検査済証番号 [REDACTED]
3. 施設の容量又は規模及び構造の概要 透水性舗装(t=80cm)27㎡、透水性舗装(t=30cm)110㎡、浸透ます2箇所
4. 広島県知事の許可を要する行為 法第32条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められた行為
5. 施設の管理者及び連絡先 [REDACTED]
6. 標識の設置者及び連絡先 広島県土木建築局河川課 082-513-3929

○この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。

6. 雨水浸透阻害行為の許可申請に係る基準等

全体的な考え方

マニュアル

許可申請に必要な法律や遵守しなければならない基準等を申請の流れに沿ってとりまとめた資料

申請様式の作成及び審査に必要な資料

許可申請ガイド

申請様式の作成手順と記入内容を説明する資料

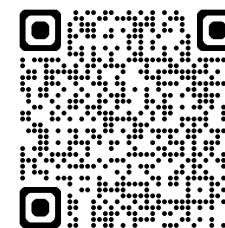
事例集（参考資料）

申請内容に応じた様式の記入例を示した参考資料

広島県HPにマニュアルや申請書の様式等を掲載しています。

広島県HP

～特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為許可申請について～
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/tokuteitoshi-002.html>



- 問い合わせ先 広島県 土木建築局 河川課 河川企画グループ
TEL : 082-513-3929 MAIL : dokasenk@pref.hiroshima.lg.jp



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>